

保護者様

平成 年 月 日

学校名 高山村立高山中学校

校長名 石坂 満次

学校で予防すべき感染症にかかった場合の取り扱いについて

次の表に掲げた病気にかかっている場合、他の児童生徒等に感染するおそれがありますので、「学校保健安全法施行規則」では、病気が治るまで本人の出席を停止するように定めています。

したがって、病気が治って登校する場合、下記「治癒証明書」に医師の証明をもらった上で学校に提出して下さい。なお、出席停止期間中は、欠席扱いになりませんのでご承知おき下さい。

学校で予防すべき感染症と出席停止の期間

学校で予防すべき感染症		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	病気が治って、医師の許可があるまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日はしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱をした後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんがかさぶたになるまで 主要な症状がとれてから2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで （ただし、結核以外の第2種の病気も症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこのかぎりではない。）
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、*その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。

*群馬県では、第3種「その他の感染症」については定めないとしています。

よって手足口病や伝染性紅斑、溶連菌感染症等は出席停止扱いになりません。

----- キ リ ト リ セ ン -----

治 癒 証 明 書

氏名 _____

学校名 高山村立高山中学校（ 年 組） _____

学校感染症（ _____ ）が治癒したので

平成 年 月 日 より登校可能と認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名